第46回定時株主総会

招集ご通知

アドソル日進

日 時

2021年６月24日（木曜日）
午前10時（午前９時受付開始）

場 所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー 28階 会議室

議決権行使期限

2021年６月23日（水曜日）
午後５時45分まで

新型コロナウイルスの感染予防に関するお願い

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、書面又はインターネットにて議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場を、お控えいただくこともご検討ください。

なお、今後の状況により、本総会の開催・運営を変更する場合は、次の当社ウェブサイトにてお知らせします。

https://www.adniss.jp



議決権行使が簡単になりました！

議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取るだけで、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

証券コード：3837

目　次

招集ご通知

第46回定時株主総会招集ご通知…… 1

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件…… 5
第２号議案　定款一部変更の件…… 6
第３号議案　取締役７名選任の件…… 7
第４号議案　補欠監査役１名選任の件…… １２

（添付書類）

事業報告

Ⅰ　企業集団の現況…… １４
Ⅱ　株式の状況…… ２３
Ⅲ　新株予約権等の状況…… ２４
Ⅳ　会社役員の状況…… ２６
Ⅴ　会計監査人の状況…… ３２
Ⅵ　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況…… ※
Ⅶ　剰余金の配当等の決定に関する基本方針…… ３３

連結計算書類

連結貸借対照表…… ３４
連結損益計算書…… ３５
連結株主資本等変動計算書…… ３６
連結注記表…… ３７

計算書類

貸借対照表…… ４４
損益計算書…… ４５
株主資本等変動計算書…… ※
個別注記表…… ※

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告…… ４６
計算書類に係る会計監査報告…… ４９
監査役会の監査報告…… ５２

※法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.adniss.jp）に掲載しています。

証券コード　3837
2021年6月8日

株　主　各　位

東京都港区港南四丁目1番8号
アドソル日進株式会社
代表取締役社長　上　田　富　三

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご確認くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　**2021年6月24日（木曜日）午前10時**（受付開始：午前９時）

2．場　　所　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　メインタワー　28階　会議室

3．目的事項

報告事項
1．第46期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第46期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

（インターネットによる開示について）

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき当社ウェブサイト（https://www.adniss.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにて、お知らせします。

（その他のご案内）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにて、お知らせします。

当社ウェブサイト　　https://www.adniss.jp

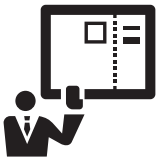

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後５時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後５時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

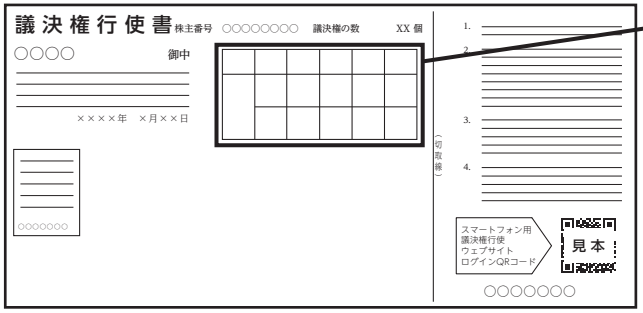

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第１号、第２号、第４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

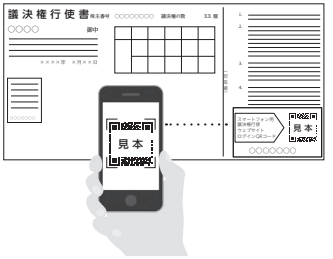

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ。**

スマート行使後に議決権行使内容を変更する場合は、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いします。
※右記のご案内に従ってログインし、入力してください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

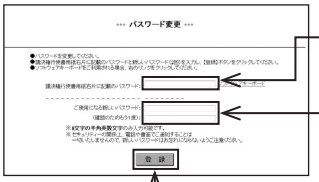

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日９：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つと考え、持続的な安定配当に留意するとともに、今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当については、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金　銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　金19円 総　額　175,768,240円

（注）2020年12月に中間配当金として１株につき16円をお支払いいたしましたので、当事業年度の年間配当金は「１株につき35円」となります。

剰余金の配当が効力を生じる日	2021年６月25日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)第16条　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

当社は、連結計算書類作成会社となりましたので、連結計算書類をインターネット開示の対象とすることを可能にするため、定款第16条の一部を変更するものであります。

(2)第24条　取締役会の招集権者および議長

定款第15条（招集権者及び議長※）の条文と同様の規律とし、ガバナンスの適正化を図るため、定款第24条の一部を変更するものであります。

２．変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ２　代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

※　第15条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	上田（うえだ）　富三（とみぞう）	代表取締役社長　再任
2	篠﨑（しのざき）　俊明（としあき）	専務取締役　再任
3	大西（おおにし）　元（はじめ）	常務取締役　再任
4	後関（ごせき）　和浩（かずひろ）	取締役　再任
5	峰野（みねの）　博史（ひろし）	社外取締役　再任　社外・独立
6	坂本（さかもと）　すが	社外取締役　再任　社外・独立
7	廣田（ひろた）　耕一（こういち）	社外取締役　再任　社外・独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	上田 富三（うえだ とみぞう） （1951年9月19日）	1974年４月　竹菱電機㈱（現㈱たけびし）入社 1978年７月　紀陽ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｼｽﾃﾑ㈱設立　代表取締役 1989年12月　㈱ｽﾀｰﾘﾝｸﾞｼｽﾃﾑ常務取締役 1991年11月　日本ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱（現㈱SCSK）入社 2004年２月　当社入社 2004年４月　当社F&Bｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長 2004年６月　当社取締役 2005年６月　当社常務取締役 2010年４月　当社代表取締役社長（現任）	138,800株
2	篠﨑 俊明（しのざき としあき） （1966年６月12日）	1989年４月　当社入社 2010年７月　当社I&Cｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長 2012年４月　当社ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ・ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業部長 2013年４月　当社社会ｼｽﾃﾑ事業部長 2015年６月　当社取締役社会ｼｽﾃﾑ事業部長 2018年６月　当社常務取締役 2020年６月　当社専務取締役（現任）	36,100株
3	大西 元（おおにし はじめ） （1959年4月4日）	1982年４月　松下電工㈱（現ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ㈱）入社 1999年２月　松下電工ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｼｽﾃﾑｽﾞ㈱ （現ﾊﾟﾅｿﾆｯｸｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｼｽﾃﾑｽﾞ㈱）入社 2008年４月　同社執行役員東京支社長兼ｿﾘｭｰｼｮﾝ営業本部長 2009年４月　同社執行役員営業本部長 2013年４月　同社執行役員ｿﾘｭｰｼｮﾝﾋﾞｼﾞﾈｽ本部副本部長 兼ｻｰﾋﾞｽﾋﾞｼﾞﾈｽ本部副本部長 2014年６月　同社取締役ｿﾘｭｰｼｮﾝﾋﾞｼﾞﾈｽ本部長 2015年10月　同社常務取締役 2016年４月　同社専務取締役 2020年３月　当社入社 2020年４月　当社IoTｿﾘｭｰｼｮﾝ本部長 2020年６月　当社常務取締役（現任）	1,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	後関和浩（ごせき かずひろ） （1960年9月7日）	1984年４月　朝日ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ㈱入社 1990年１月　日本ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ・ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱（現㈱SCSK）入社 1999年１月　同社事業管理部長 2000年１月　同社経営企画部長 2005年６月　当社入社 2005年７月　当社企画部長 2011年４月　当社経営管理部長 2014年６月　当社取締役経営管理部長 2020年４月　当社取締役経営企画室長（現任）	21,500株
5	峰野博史（みねの ひろし） （1974年12月11日）	1999年４月　日本電信電話㈱入社 2002年10月　静岡大学情報学部助手 2007年４月　静岡大学情報学部助教 2011年４月　静岡大学情報学部准教授 2013年４月　静岡大学大学院情報学研究科准教授 2014年６月　当社社外取締役（現任） 2015年４月　静岡大学学術院情報学領域准教授 2018年４月　静岡大学学術院情報学領域教授（現任）	2,100株
6	坂本すが（さかもと） （1949年7月7日）	1972年４月　和歌山県立医科大学付属病院入職 2007年４月　日本看護系大学協議会監事 2007年６月　財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学金理事 2007年10月　日本医療ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学会（現特定非営利活動法人日本医療ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学会）理事（現任） 2008年６月　看護系学会等社会保険連合役員 2009年４月　国際厚生事業団理事 2009年４月　一般社団法人日本看護管理学会理事 2009年12月　厚生労働省中央社会保険医療協議会専門委員 2011年６月　公益社団法人日本看護協会会長 2012年４月　和歌山県公立大学法人評価委員会委員（現任） 2016年12月　一般社団法人日本看護業務研究会副理事（現任） 2017年６月　東京医療保健大学副学長（現任） 2018年６月　当社社外取締役（現任） 2021年３月　一般社団法人日本看護管理学会理事長（現任）	1,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位・担当 及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	廣田（ひろた）　耕一（こういち） （1961年7月1日）	1984年４月　警察庁入庁 1999年４月　警察庁情報通信局技術対策課理事官 2001年１月　内閣官房情報ｾｷｭﾘﾃｨ対策推進室 副室長・内閣参事官 2006年10月　警察庁長官官房参事官（高速道路交通政策担当） 2007年８月　愛媛県警察本部長 2013年２月　警察庁交通局交通企画課長 2014年１月　警視庁交通部長 2015年７月　東京都青少年・治安対策本部長 2017年８月　警察大学校警察政策研究ｾﾝﾀｰ所長 2018年１月　大阪府警察本部長 2019年５月　日本生命保険相互会社顧問 2019年６月　当社社外取締役（現任） 2020年10月　ｱﾙﾋ㈱特別顧問（現任）	300株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏の３氏が再任された場合は、当社は引き続き３氏を独立役員とする予定であります。

３．社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割は以下のとおりであります。

① 峰野博史氏は、学術院情報学領域の教授、研究者として静岡大学で教鞭を執っておられ、通信ネットワーク分野において最先端の技術動向に精通する等、卓越した知見を有していることから、引き続き選任をお願いするものであります。選任後は、特に情報通信技術分野を中心として、専門的な視点から当社の事業に関する助言・指導をいただくことを期待しております。

② 坂本すが氏は、医療、看護分野において豊富な経験と実績を持つ有職者であり、当該分野において卓越した知見を有していることから、引き続き選任をお願いするものであります。選任後は、特に医療、看護分野を中心として、専門的な視点から当社の事業に関する助言・指導をいただくことを期待しております。

③ 廣田耕一氏は、主に警察行政の第一線において、豊富な経験と実績を持つ有識者であり、情報セキュリティ分野において法制度等の動向に精通する等、卓越した知見を有していることから、引き続き選任をお願いするものであります。選任後は、特に情報セキュリティ分野を中心として、専門的な視点から当社の事業に関する助言・指導をいただくことを期待しております。

４．峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、峰野博史氏は７年、坂本すが氏は３年、廣田耕一氏は２年となります。

5．当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるように、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。
当社は、峰野博史氏、坂本すが氏及び廣田耕一氏との間で当該契約を締結しており、３氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
① 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に規定する額のいずれか高い額とします。
② 責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。
候補者７氏の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開始される時までとします。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
木田（きだ）　稔（みのる） （1970年７月30日）	1993年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所入所 2003年８月　南ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ大学MBAﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ卒業 2004年１月　公認会計士・税理士　木田事務所所長（現任） 2006年12月　監査法人ｸﾞﾗｳﾞｨﾀｽ代表社員（現任） 2013年７月　日本公認会計士協会本部理事 2019年３月　ｵﾌﾟﾃｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ㈱社外取締役監査等委員（現任）	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．木田稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、独立役員として届け出る予定であります。

３．木田稔氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、監査法人グラヴィタスの代表社員として、国際的な監査・会計の業務にも精通し、上場会社の監査責任者も務めていることから、経験、知識も豊富であり、監査体制の強化、充実を図ることが期待でき、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるように、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。
当社は、木田稔氏の選任が承認され社外監査役に就任する場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
① 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とします。
② 責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。
木田稔氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況

１．当連結会計年度の事業の状況

⑴　事業の経過及び成果

2020年４月１日より、増加する開発需要への対応として、アジア地域での海外オフショア開発を推進する100％子会社「アドソル・アジア株式会社」が事業を開始いたしました。これにより、当連結会計年度より、連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較については記載しておりません。

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けつつも、感染拡大防止策と経済活動の再開・両立にむけた経済対策効果もあり、持ち直しの動きが見られる中で推移しました。

一方、感染症の再拡大に伴う経済の下振れリスクにも、引き続き留意すべき状況にあります。

当社グループ（当社及び連結子会社）が属する市場及び顧客においては、先ず、社会インフラ領域では、エネルギー関連のICT投資は、「安定供給」・「サービスの充実」・「エネルギー効率化」・「環境負荷問題」・「災害からの早期復旧」など、数多くのテーマがあります。

次に、先進インダストリー領域では、「労働人口減少」・「効率化」・「働き方改革」などを実現するAIやIoTを活用したICT投資を模索する動きが見られます。

これに加え、政府や地方自治体での「行政のデジタル化」や、各企業・公共団体での「DX：デジタル・トランスフォーメーション」への取組みが加速しているほか、サイバー・セキュリティ対策や、ニューノーマル時代に対応した「新たなICTソリューション」など、幅広い分野でICT投資需要が増加しています。

このような環境下において当社グループでは、「新・中期３ヵ年計画（2022年３月期～2024年３月期）」の策定に取り組みました。

事業活動としては、先ず、社会インフラ事業において、エネルギー（電力・ガス）での事業再編や、自由化後のシステム更新需要などに、積極的に対応しました。次に、先進インダストリー事業において、DXやIoTなどを活用した先進的なシステム需要や、次世代自動車（先進EV、自動運転）、メディカル、次世代決済・カード関連での取組みに注力しました。

新型コロナウイルス感染症による影響としては、社会インフラのICTシステム開発では、ライフラインに深く結びついていることから、スケジュールどおりに開発が進められましたが、先進インダストリーのサービス関連では、システム開発の縮小や延期の動きが一部でありました。また、当社技術者のテレワークを積極的に進め、安全に配慮した開発の推進や、コロナ対策に有効なニューノーマル・ソリューションの開発・提供に注力しました。

新たな価値の創造・提供への挑戦としては、ニューノーマル時代に対応したソリューション提供として、先ず、サイバー攻撃を遮断するテレワーク・ソリューション「セキュア・ラップトップ」の販売を開始し、兵庫県・芦屋市役所での実証実験に継続して取り組んだことに加え、全国自治体や、大手企業への提案活動に注力しました。

次に、工場のDX化と、サイバー・セキュリティ対策を実現する「IoTセキュアサーバー」を「株式会社たけびし（東証１部）」と共同開発し、販売開始しました。

さらに、工場や大規模プラントの整備点検を標準化・効率化し、作業員の安全性を高める「GIS／ARソリューション」を、世界100カ国以上でデジタル・トランスフォーメーション事業を展開する「シュナイダーエレクトリックホールディングス株式会社」と共同開発し、販売開始しました。

プロモーション活動として、６年連続主催となる「ニューノーマル時代を拓く デジタル・イノベーションフォーラム（2021年１月14日・15日の２日間、オンライン形式）」を開催しました。なお、本フォーラムでは1,200名を超えるお客様にご参加いただき、大変大きな反響を頂きました。これを契機に、より一層の提案活動を展開してまいります。

次に、当社が戦略的に推進する「IoT」・「地図情報」・「セキュリティ」を活用した「５つのソリューション（製造・エネルギー・防災・自治体・医療）」をご体感いただくと同時に、最先端企業や学術機関・大学との連携によるオープン・イノベーションの実現拠点を目指す「デジタル・イノベーション・ラボ」を東京本社にオープンしたことに加え、関西支社での開設準備に着手しました。また、特設ウェブサイトを開設し、動画を交えてその取り組みをご紹介しております。

競争優位の発揮としては、研究開発活動として、国立研究開発法人 産業技術総合研究所とともに、「AIの品質ガイドライン」策定プロジェクト、及び「AIの品質評価プラットフォーム」開発プロジェクトに参画しました。　産学連携への取組みとして、立命館大学と「次世代IoT機器向け、組み込み『マルチコア制御システム』」に関する共同研究に継続して取り組んだほか、慶應義塾大学（GIS：地理情報システム）や早稲田大学（EMS：エネルギー・マネジメント・システム）、千葉大学（教育用AI・VR：Virtual Reality）等との共同研究に継続して取組みました。

品質力やプロジェクト・マネジメント力の強化として、PMP（Project Management Professional：プロジェクト管理の国際標準資格）資格取得者の増員に継続して取組みました。

増加する開発需要への対応として、アジア地域での海外オフショア開発を推進する100％子会社「アドソル・アジア株式会社」が事業を開始しました（2020年４月１日）。加えて社会インフラ関連プロジェクトでの対応力強化を目的に、福岡にてオフィスの増床・プロジェクトルームの増設を行いました。さらに、関西支社での開発体制の強化・拡充や働き方改革を目的としたオフィス・リニューアルに着手しました。

社会貢献活動として、昨今、喫緊の課題となっている「感染症拡大の防止」への貢献を目的に、「感染制御学」の研究活動で最先端の取組みを推進される「東京医療保健大学（感染制御学研究センター）」に寄付を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、社会インフラ事業におけるエネルギー分野を中心に拡大したことから、売上高は13,518百万円となりました。

利益面では、新型コロナウイルス感染症の影響により、新入社員研修の期間延長や、オンライン研修システムの導入、開発プロジェクトにおけるテレワークを推進するための環境整備等の追加的な費用がありましたが、増収効果に加え、生産性向上に向けた諸活動や、リモートワーク・ツールの活用促進による移動コスト等の削減などにより、営業利益は1,285百万円となりました。

（ご参考:前年同期比）前事業年度の個別業績と比較した場合の増減率は、売上高は1.5％の増収、営業利益は5.9％の増益となり、「過去最高売上高・最高利益」を更新しました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

【社会インフラ事業】

エネルギー分野（電力・ガス関連）では、事業再編や、自由化後のシステム更新需要などにより増加しました。

交通・運輸分野（道路・鉄道、航空・宇宙等）では、宇宙関連が計画どおりに推移しました。

通信・ネットワーク分野（次世代通信５G等の通信関連）では、５Gを中心とした基地局関連やネットワーク関連が計画どおり推移しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、8,585百万円となりました。

（ご参考:前年同期比）前事業年度の個別業績と比較した場合、6.4％の増収となります。

【先進インダストリー事業】

制御システム分野（次世代自動車、産業機器、設備機器、医療機器等）では、次世代自動車（先進EVや、自動運転）が計画どおり推移したものの、メディカル関連では顧客の投資計画の変更に伴い、一部開発スケジュールに延期がありました。

基盤システム分野（キャッシュレス・決済やクレジットカード・システムを中心とした基盤系システムや、業務システム関連）では、一部のサービス・システム関連で、新型コロナウイルス感染症の影響により、開発スケジュールが延期されましたが、次世代決済・カード関連が計画どおりに推移しました。

ソリューション分野では、「セキュリティ・ソリューション：LynxSECURE」や、「GISソリューション：地理情報システム」の提供に注力したことに加え、自治体向けテレワーク・ソリューション「セキュア・ラップトップ」を開発し、兵庫県・芦屋市役所での実証実験に継続して取り組むとともに、全国の自治体や企業に向けた提案活動を展開しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、4,933百万円となりました。

（ご参考:前年同期比）前事業年度の個別業績と比較した場合、6.0%の減収となります。

2021年３月期（連結業績）　セグメント別売上高

事業	分野	2021年３月期	
		売上高（百万円）	
		実績	構成比（%）
社会インフラ		8,585	63.5
	エネルギー	7,309	54.1
	交通・運輸	523	3.9
	公共	197	1.5
	通信・ネットワーク	554	4.1
先進インダストリー		4,933	36.5
	制御システム	1,889	14.0
	基盤システム	2,517	18.6
	ソリューション	526	3.9
全社合計		13,518	100.0

⑵　設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、27百万円であります。

その主なものは、九州支社でのオフィスの増床・プロジェクトルームの増設、関西支社での開発体制の強化・拡充や働き方改革を目的としたオフィスリニューアル、その他ソフトウェアの増加等です。

⑶　資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関３社と７億円のコミットメントライン契約を締結いたしました。

契約先並びに契約日は次のとおりであります。

・株式会社みずほ銀行　　2020年 9月 25日
・株式会社三菱UFJ銀行　　2020年 9月 26日
・株式会社三井住友銀行　　2020年10月31日

なお、当連結会計年度末において、本契約による借入実行残高はありません。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑷　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

2．直前３事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 43 期 (2018年３月期)	第 44 期 (2019年３月期)	第 45 期 (2020年３月期)	第 46 期 (2021年３月期) (当連結会計年度)
売上高（千円）	－	－	－	13,518,744
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	－	－	－	898,590
１株当たり当期純利益（円）	－	－	－	97.31
総資産（千円）	－	－	－	8,141,762
純資産（千円）	－	－	－	5,331,580
１株当たり純資産額（円）	－	－	－	563.64

（注）当社では、第46期より連結計算書類を作成しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 43 期 (2018年３月期)	第 44 期 (2019年３月期)	第 45 期 (2020年３月期)	第 46 期 (2021年３月期) (当事業年度)
売上高（千円）	10,997,035	12,194,740	13,315,368	13,515,970
経常利益（千円）	857,287	1,012,197	1,236,517	1,340,182
当期純利益（千円）	553,537	687,545	824,338	924,360
１株当たり当期純利益（円）	61.31	75.90	89.98	100.10
総資産（千円）	6,156,154	6,649,395	7,613,996	8,107,625
純資産（千円）	3,497,674	4,001,265	4,554,904	5,359,100
１株当たり純資産額（円）	377.98	428.59	482.40	566.62

3．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	議決権比率	事業内容
アドソル・アジア㈱ （注）1	東京都港区	80,000千円	100%	アジア・アセアン圏での ICTシステムの開発、及び サービスの提供

（注）1．当連結会計年度の2020年４月より事業を開始した「アドソル・アジア株式会社」を重要な子会社として報告するものです。

2．当社100%子会社の「Adsol-Nissin San Jose R&D Center,Inc.(アドソル日進サンノゼR＆Dセンタ）」は、総資産、売上高、当期純利益（持ち分に見合う額）及び利益剰余金（持ち分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

3．当社には、特定完全子会社はありません。

4．対処すべき課題

中長期的には、社会インフラ領域、先進インダストリー領域ともに底堅いICT需要が見込まれます。

社会インフラ領域では、電力・ガスのエネルギー、宇宙、航空、鉄道、道路、次世代通信、公共、防災、デジタル・サービス等の暮らしと社会を支えるICTシステム、先進インダストリー領域では、EVや自動運転等の次世代自動車、先進医療、産業機器等の日本の「高度なモノづくり」を支える先進的なICT領域が引き続き拡大することに加えて、企業競争力の強化につながるビジネス変革や、デジタル・データを活用した新サービスの創出など、DXの動きが活発化しており、AI・IoTはそのキーテクノロジーとして重要性が増しています。

特に、社会インフラのエネルギー分野(電力・ガス)では、脱炭素、エネルギー効率化、スマートグリッド、保安点検のICT化、自然災害対応（レジリエンス）、老朽化対応など、多くのICT投資が計画されており、エネルギーシステム改革の早期実現が強く望まれております。

さらに、情報のデジタル化が急速に進展する中、サイバー攻撃の脅威は益々高まり、社会システム全体に加え、機密情報やデジタル・データの保護など、安全保障につながるセキュリティ対策・サイバー攻撃対策が重要課題となっており、その対策が急がれております。

これらの旺盛なICT需要を背景に、今後の当社の事業戦略では、「イノベーションで未来を共創する エンジニアリング企業へ」をスローガンに掲げ、持続的成長と企業価値向上の実現に向け、長期的な安定成長を支える事業基盤を整備するとともに、先進的なValueソリューション（セキュリティ・地図情報・IoT）の創造・提供を推進し、「利益成長型企業」を目指してまいります。

当社は、ガバナンス・コンプライアンスの充実を図り、暮らしと社会の安心・安全と、快適で環境に配慮された持続可能な社会の実現（SDGsの達成）に貢献してまいります。

5．主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社は、電力分野に強みを有する独立系のシステム開発企業として、1976年の創業以来、暮らしと社会を支える社会インフラ・システムの提供に取り組み、事業基盤を拡充してまいりました。

事業面では、社会インフラ事業、先進インダストリー事業の２つの事業において、コンサルティングから設計、開発、保守に至る一貫したワンストップ・ソリューションを提供しております。

社会インフラ事業では、「エネルギー(電力・ガス)」「交通」「次世代通信」「公共・防災」「デジタル・サービス」など、暮らしや社会を支えるICTシステムを提供しております。

先進インダストリー事業では、「スマート・モビリティ」「先進医療」「産業機器」向けに、当社独自の革新的なキーテクノロジー（セキュリティ・地図情報・IoT）を融合したValueソリューションと、先進的なデジタル・テクノロジーを提供し、「日本のモノづくり」のDXに貢献しております。

事業推進体制では、国内４拠点と、ベトナム３拠点、中国２拠点を加えたグローバル分散開発体制を確立しており、海外オフショア開発を統括する100%子会社「アドソル・アジア株式会社」のほか、国内関連会社を含めた、「アドソル・グループ」を形成しております。

研究開発活動として、先端IT研究所によるAI（人工知能：Artificial Intelligence）等の最新技術に関する調査・研究や、米国サンノゼ・シリコンバレーの100%子会社「Adsol-Nissin San Jose R&D Center, Inc.（アドソル日進サンノゼR&Dセンタ）」における最先端のセキュリティ技術、また、各大学・研究機関との共同研究等に積極的に取り組んでおります。

高品質なシステム・インテグレーション・サービスの提供に向けては、PMP（Project Management Professional：プロジェクト管理の国際標準資格）の資格取得を推進するとともに、全社横断的な品質向上活動に積極的に取り組んでおります。なお、社員の４人に１人がPMP資格を保有し、プロジェクト・マネジメントを支えております。

6．主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

本社	東京都港区港南四丁目１番８号　リバージュ品川
関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目４番４号　アクア堂島東館
九州支社	福岡市博多区博多駅前三丁目30番23号　博多管絃ビル
仙台開発センタ	仙台市青葉区一番町一丁目２番25号　仙台NSビル

7．使用人の状況（2021年３月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
571（2）名	―

（注）１．使用人数は、就業員数としての正社員、契約社員及び特別雇用社員の合計であり、（　）内は臨時雇用者（派遣受入社員）を外数で記載しております。
２．当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(2) 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
568（2）名	21名増（1名増）	39.8歳	11.6年

（注）使用人数は、就業員数としての正社員、契約社員及び特別雇用社員の合計であり、（　）内は臨時雇用者（派遣受入社員）を外数で記載しております。

8．主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社みずほ銀行	37,500千円
株式会社三菱UFJ銀行	37,500千円
株式会社三井住友銀行	12,500千円

9．その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅱ　株式の状況（2021年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　28,800,000株

２．発行済株式の総数　9,354,919株

３．単元株式数　100株

４．株主数　6,156名

５．大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	805,200株	8.7%
アドソル日進従業員持株会	774,700	8.4
日本プロセス株式会社	494,000	5.3
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｂ口）	337,800	3.7
株式会社インテック	316,300	3.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	256,500	2.8
株式会社みずほ銀行	186,000	2.0
株式会社バリューＨＲ	171,700	1.9
坂下　重信	154,700	1.7
上田　富三	138,800	1.5

（注）　持株比率は自己株式（103,959株）を控除しております。

Ⅲ　新株予約権等の状況

１．当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称 （発行決議日）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	行使の条件
第１回株式報酬型新株予約権 （2015年６月25日）	2015年８月４日～ 2045年８月３日	14,921個	29,842株 （注）１	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第２回株式報酬型新株予約権 （2016年６月29日）	2016年８月２日～ 2046年８月１日	11,824個	23,648株 （注）１	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第３回株式報酬型新株予約権 （2017年６月28日）	2017年７月14日～ 2047年７月13日	11,849個	11,849株	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第４回株式報酬型新株予約権 （2018年６月27日）	2018年７月13日～ 2048年７月12日	10,270個	10,270株	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第５回株式報酬型新株予約権 （2019年６月26日）	2019年７月12日～ 2049年７月11日	18,166個	18,166株	取締役３名 （社外取締役除く）	（注）２
第６回株式報酬型新株予約権 （2020年６月24日）	2020年７月10日～ 2050年７月９日	12,734個	12,734株	取締役４名 （社外取締役除く）	（注）２

（注）１．2016年10月１日付株式分割（１株につき２株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．当該新株予約権の行使条件は次のとおりです。

①　新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、行使期間の最後の１年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

②　新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

③　上記①、②に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、組織再編成行為時における新株予約権の取扱いの規定にしたがって新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間とする。

④　1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

2．当事業年度中に当社使用人・子会社役員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当する事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅳ　会社役員の状況

1．取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	上田　富三	
専務取締役	篠﨑　俊明	
常務取締役	大西　元	
取締役	後関　和浩	
取締役	峰野　博史	静岡大学 学術院情報学領域 教授
取締役	坂本　すが	東京医療保健大学 副学長
取締役	廣田　耕一	アルヒ㈱ 特別顧問
常勤監査役	田中　耕一	
監査役	大滝　義衛	㈱インテック 監査役
監査役	吉成　外史	あかつき総合法律事務所 所長

（注）１．取締役峰野博史氏、取締役坂本すが氏及び取締役廣田耕一氏は、社外取締役であります。
２．監査役大滝義衛氏及び監査役吉成外史氏は、社外監査役であります。
３．監査役大滝義衛氏は、㈱インテックの監査役であり、幅広い経験と見識を有しております。
４．監査役吉成外史氏は、弁護士であり、専門知識と幅広い見識を有しております。
５．当社は、峰野博史氏、坂本すが氏、廣田耕一氏及び吉成外史氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
川瀬　俊治	2020年６月24日	任期満了	専務取締役

3．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

① 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とします。

② 責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限ります。

4．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

当該保険契約では、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。

5．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年２月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしています。

⑵　基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

⑶　業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値を超過達成した場合に、その達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給します。

非金銭報酬等は、株式報酬とし、年間合計30,000株を上限に、新株予約権を役位、職責に応じて、毎年１回付与します。

⑷　基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、他社水準を考慮し、役位、職責に応じて決定します。

⑸　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役に一任することができ、委任を受けた代表取締役がその具体的内容について当方針にしたがい最終決定します。その権限の内容は、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬における新株予約権の個数の決定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、厳正に監視します。

６．取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	223,140 (11,625)	138,997 (11,625)	60,000 (－)	24,143 (－)	8 (3)
監査役 （うち社外監査役）	15,426 (5,100)	15,426 (5,100)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	238,567 (16,725)	154,423 (16,725)	60,000 (－)	24,143 (－)	11 (5)

（注）１．当事業年度末現在の取締役は７名（うち社外取締役３名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。上記の員数と相違しておりますのは、上記の員数には2020年6月24日に任期満了により退任した取締役１名が含まれるためであります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．業績連動報酬等に係る業績指標は各事業年度の営業利益としています。営業利益を業績指標に選択している理由は、利益水準に対する意識を高め、中期経営計画の目標達成に向けたインセンティブとして機能することを期待しているためであります。
当事業年度の営業利益は「損益計算書」（45頁をご参照ください）のとおりであります。

４．非金銭報酬等の内容は、当社の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であり、概要は「Ⅲ　新株予約権等の状況」の「１．当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要」記載の「第６回株式報酬型新株予約権」（24頁をご参照ください）のとおりであります。

５．取締役の報酬限度総額は、2017年６月28日開催の第42回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役２名）であります。
また、別枠で、2015年６月25日開催の第40回定時株主総会において、ストックオプション報酬限度総額として年額60百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役２名）であります。

６．監査役の報酬限度総額は、2001年６月27日開催の第26回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。

７．取締役会は、上記株主総会の決議の範囲内で、代表取締役上田　富三に対し、各取締役の基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬における新株予約権の個数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

⑵　当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2010年６月18日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

⑶　社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当する事項はありません。

７．社外役員に関する事項

⑴　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役峰野博史氏は、静岡大学学術院情報学領域の教授であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

取締役坂本すが氏は、東京医療保健大学の副学長であります。当社は、同大学との間には特別な関係はありません。

取締役廣田耕一氏は、アルヒ㈱の特別顧問であります。当社は、同社との間には特別な関係はありません。

監査役大滝義衛氏は、㈱インテックの監査役であります。当社は、同社との間にソフトウェア保守の委託等の取引関係があります。

監査役吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所の所長であります。また、㈱タカラトミーの社外監査役であります。当社は、同所及び兼務先との間には特別な関係はありません。また、㈱バリューＨＲの社外取締役監査等委員であり、当社は、同社との間にて、資本・業務提携契約を締結しておりますが、独立性に問題はないと考えております。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名（就任日）	主な活動状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 峰野博史（2014年６月26日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会において、通信ネットワーク分野に関する研究者としての豊富な知識に基づき、客観的かつ専門的な視点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っていただき、特に情報通信技術に関する審議について重要な提言を行っていただきました。
取締役 坂本すが（2018年６月27日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会において、医療、看護分野に関する有識者としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っていただき、特に医療分野及び産学連携に関する審議について重要な提言を行っていただきました。
取締役 廣田耕一（2019年６月26日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会において、情報セキュリティ分野に関する有識者としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っていただき、特に国の政策や法制度の動向について重要な提言を行っていただきました。
監査役 大滝義衛（2017年６月28日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 当事業年度に開催された監査役会17回の全てに出席いたしました。 取締役会、監査役会において、IT業界における監査役としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、適宜、必要な発言を行っていただきました。
監査役 吉成外史（2018年６月27日就任）	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 当事業年度に開催された監査役会17回の全てに出席いたしました。 取締役会、監査役会において、弁護士としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、客観的かつ専門的な視点から、適宜、必要な発言を行っていただきました。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、書面決議が４回ありました。

Ⅴ　会計監査人の状況

1．名称　　太陽有限責任監査法人

2．報酬等の額

区　　分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、責任限定契約を締結しておりません。

Ⅵ　剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営理念に『私たちは、「会社の発展」「社員の幸福」「株主の利益」をともに追求します』と掲げて、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。

したがいまして、当社の利益還元方針は、持続的成長と企業価値向上を持続させるための積極的な戦略投資を図るとともに、業績に裏付けられた成果配分として、「配当性向35％以上」としております。

上記の方針に基づき、2021年３月期の配当金は、１株につき中間16円を実施いたしました。

期末配当金は、期初予想から２円増配の19円を予定しております。

これにより、１株当たりの年間配当金は、「35円」（前期比＋３円）となります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**5,489,725**	**流動負債**	**2,029,009**
現金及び預金	1,675,955	買掛金	582,597
受取手形及び売掛金	3,602,503	1年内返済予定長期借入金	87,500
電子記録債権	13,593	未払金	350,558
商品及び製品	2,175	未払費用	53,585
仕掛品	88,914	未払法人税等	298,571
原材料及び貯蔵品	14,980	未払消費税等	179,297
前払費用	89,383	前受金	24,110
その他	2,918	預り金	99,584
貸倒引当金	△700	賞与引当金	342,090
固定資産	**2,652,036**	その他	11,113
有形固定資産	**615,301**	**固定負債**	**781,172**
建物及び構築物	232,682	退職給付に係る負債	769,692
工具器具備品	11,449	その他	11,480
土地	371,169	**負債合計**	**2,810,181**
無形固定資産	**449,855**	**純資産の部**	
ソフトウエア	22,687	**株主資本**	**5,033,945**
販売権	424,496	**資本金**	**552,293**
その他	2,671	**資本剰余金**	**400,780**
投資その他の資産	**1,586,879**	**利益剰余金**	**4,137,178**
投資有価証券	1,037,509	**自己株式**	**△56,306**
繰延税金資産	313,041	**その他の包括利益累計額**	**180,315**
敷金及び保証金	183,842	その他有価証券評価差額金	180,315
保険積立金	46,898	**新株予約権**	**117,320**
その他	5,587	**純資産合計**	**5,331,580**
資産合計	**8,141,762**	**負債純資産合計**	**8,141,762**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**13,518,744**
売上原価		**10,188,998**
売上総利益		**3,329,746**
販売費及び一般管理費		**2,044,428**
営業利益		**1,285,318**
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	22,398	
保険取扱手数料	958	
助成金収入	7,945	
雑収入	2,394	33,728
営業外費用		
支払利息	2,247	
コミットメントフィー	1,432	
為替差損	71	
雑損失	701	4,453
経常利益		**1,314,592**
特別利益		
投資有価証券売却益	21,500	
新株予約権戻入益	6,945	28,445
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税金等調整前当期純利益		**1,343,036**
法人税、住民税及び事業税	448,570	
法人税等調整額	△4,124	444,446
当期純利益		**898,590**
親会社株主に帰属する当期純利益		**898,590**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日期首残高	524,136	372,623	3,553,827	△56,193	4,394,393
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	28,157	28,157			56,314
剰余金の配当			△313,490		△313,490
連結範囲の変動			△1,749		△1,749
親会社株主に帰属する当期純利益			898,590		898,590
自己株式の取得				△113	△113
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	28,157	28,157	583,350	△113	639,551
2021年３月31日期末残高	552,293	400,780	4,137,178	△56,306	5,033,945

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2020年４月１日期首残高	41,601	41,601	118,910	4,554,904
当連結会計年度中の変動額				
新株の発行				56,314
剰余金の配当				△313,490
連結範囲の変動				△1,749
親会社株主に帰属する当期純利益				898,590
自己株式の取得				△113
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	138,714	138,714	△1,589	137,124
当連結会計年度中の変動額合計	138,714	138,714	△1,589	776,676
2021年３月31日期末残高	180,315	180,315	117,320	5,331,580

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

i 連結子会社の数	1社
ii 主要な連結子会社の名称	アドソル・アジア株式会社 当連結会計年度からアドソル・アジア株式会社を連結の範囲に含めております。これは、アドソル・アジア株式会社の重要性が増したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

② 非連結子会社の状況

i 非連結子会社の名称	Adsol-Nissin San Jose R&D Center,Inc.
ii 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

⑵ 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

i 会社の名称	Adsol-Nissin San Jose R&D Center,Inc. 株式会社ヒューマンテクノシステムホールディングス 大連運籌科技有限公司
ii 持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

ⅰ　その他有価証券

・時価のあるもの　　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ⅱ　たな卸資産

・製品、原材料、貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

ⅰ　有形固定資産

定率法を採用しております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～47年
工具器具備品	２年～15年

ⅱ　無形固定資産

定額法を採用しております
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア	５年
販売権	10年

③　重要な引当金の計上基準

ⅰ　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ⅱ　賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ⅲ　工事損失引当金　　期末において見込まれる未引渡し工事の損失発生に備えるため、当該見込額を計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

ⅰ　当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を採用しております。

ⅱ　その他の工事

工事完成基準を採用しております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ⅰ　退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。

ⅱ　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

⑴　工事進行基準適用による収益認識

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額：3,089,881千円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）により計上しております。想定していなかった原価の発生等により、工事進捗率が変動した場合には、完成工事高、完成工事原価が影響を受け、当期純利益及び利益剰余金に影響を及す可能性があります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　443,022千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（注）	9,299,460株	55,459株	－	9,354,919株

（注）発行済株式数の増加は、新株予約権の権利行使によるものです。

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

ⅰ　2020年６月24日開催の第45回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　165,519千円
・１株当たり配当額　　18円
・基準日　　2020年３月31日
・効力発生日　　2020年６月25日

ⅱ　2020年11月６日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　147,970千円
・１株当たり配当額　　16円
・基準日　　2020年９月30日
・効力発生日　　2020年12月４日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年６月24日開催予定の第46回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　175,768千円
・１株当たり配当額　　19円
・基準日　　2021年３月31日
・効力発生日　　2021年６月25日

⑶　当連結会計年度末における株式引受権に係る株式の種類及び総数

該当事項はありません。

⑷　当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

・普通株式　　164,309株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

必要資金（主に運転資金）は銀行借入により調達しております。

デリバティブ、及び投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する上場企業及び未上場企業の株式であります。上場企業の株式においては、市場価格の変動リスクに晒されており、未上場企業の株式においては、企業価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の最終返済日は、最長で決算日後６ヶ月であります。

借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則にしたがい、各事業組織における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ⅱ　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、その殆どが１ヶ月以内の支払期日であり、取引高も少ないことから市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有株式を継続的に見直しております。

ⅲ　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを出来なくなるリスク）の管理

各事業組織からの報告に基づき担当部署が適時に資金収支予実績表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	1,675,955	1,675,955	－
⑵ 電子記録債権	13,593	13,593	－
⑶ 受取手形及び売掛金	3,602,503	3,602,503	－
⑷ 投資有価証券	911,066	911,066	－
資　産　計	6,203,119	6,203,119	－
⑴ 買掛金	582,597	582,597	－
⑵ 未払金	350,558	350,558	－
⑶ １年内返済予定長期借入金	87,500	87,533	33
負　債　計	1,020,656	1,020,690	33

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴ 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵ 電子記録債権、⑶ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

⑴ 買掛金、⑵ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　1年内返済予定長期借入金

固定金利であり、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	126,443

非上場株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑷投資有価証券」には、含めておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	1,675,955
電子記録債権	13,593
受取手形及び売掛金	3,602,503
合　計	5,292,053

4．長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
長期借入金	87,500	－	－	－
合　計	87,500	－	－	－

6．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　563円64銭

⑵　1株当たり当期純利益　97円31銭

7．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**5,375,588**	**流動負債**	**1,967,352**
現金及び預金	1,556,014	買掛金	567,331
電子記録債権	13,593	一年内返済予定長期借入金	87,500
売掛金	3,602,173	未払金	336,924
製品	2,175	未払費用	53,585
材料	14,384	未払法人税等	298,391
仕掛品	88,914	未払消費税等	147,502
貯蔵品	595	前受金	23,950
前払費用	89,099	預り金	98,962
その他	9,337	賞与引当金	342,090
貸倒引当金	△700	その他	11,113
固定資産	**2,732,036**	**固定負債**	**781,172**
有形固定資産	**615,301**	退職給付引当金	769,692
建物	232,682	その他	11,480
構築物	0	**負債合計**	**2,748,524**
工具器具備品	11,449	**純資産の部**	
土地	371,169	**株主資本**	**5,061,464**
無形固定資産	**449,855**	**資本金**	**552,293**
ソフトウエア	22,687	**資本剰余金**	**400,780**
販売権	424,496	資本準備金	257,293
その他	2,671	その他資本剰余金	143,487
投資その他の資産	**1,666,879**	**利益剰余金**	**4,164,698**
投資有価証券	912,543	利益準備金	39,000
関係会社株式	204,966	その他利益剰余金	4,125,698
繰延税金資産	313,041	別途積立金	3,217,000
敷金及び保証金	183,842	繰越利益剰余金	908,698
保険積立金	46,898	**自己株式**	**△56,306**
その他	5,587	**評価・換算差額等**	**180,315**
		その他有価証券評価差額金	180,315
		新株予約権	**117,320**
		純資産合計	**5,359,100**
資産合計	**8,107,625**	**負債純資産合計**	**8,107,625**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**13,515,970**
売上原価		**10,168,497**
売上総利益		**3,347,472**
販売費及び一般管理費		**2,036,563**
営業利益		**1,310,909**
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	22,398	
保険取扱手数料	958	
助成金収入	7,945	
雑収入	2,393	33,727
営業外費用		
支払利息	2,247	
売上債権売却損	693	
コミットメントフィー	1,432	
為替差損	71	
雑損失	8	4,453
経常利益		**1,340,182**
特別利益		
投資有価証券売却益	21,500	
新株予約権戻入	6,945	28,445
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		**1,368,627**
法人税、住民税及び事業税	448,390	
法人税等調整額	△4,124	444,266
当期純利益		**924,360**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

アドソル日進株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　内　茂　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　土　居　一　彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アドソル日進株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アドソル日進株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

アドソル日進株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　内　茂　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　土　居　一　彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アドソル日進株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等にしたがい、取締役、監査室（内部監査組織）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び会計監査人太陽有限責任監査法人から受けております。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

アドソル日進株式会社　監査役会

常勤監査役　田　中　耕　一　㊞

社外監査役　大　滝　義　衛　㊞

社外監査役　吉　成　外　史　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場	品川プリンスホテル メインタワー 28階会議室 東京都港区高輪四丁目10番30号　電話 03-3440-1111

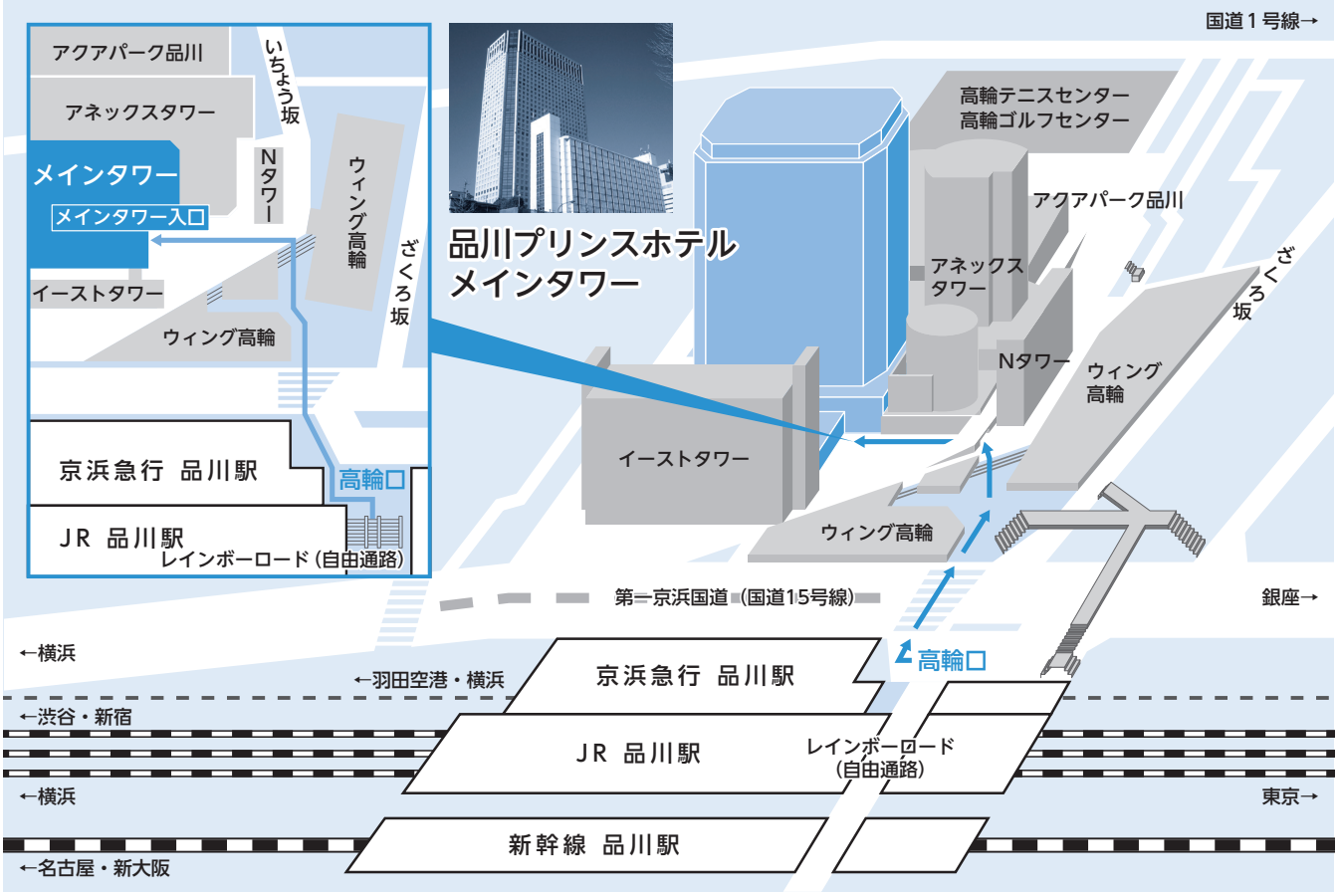

交通手段のご案内　JR　京浜急行　品川駅（高輪口）徒歩２分

新型コロナウイルスの感染予防に関するお願い

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、書面又はインターネットにて議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場を、お控えいただくこともご検討ください。なお、今後の状況により、本総会の開催・運営を変更する場合は、次の当社ウェブサイトにてお知らせします。　https://www.adniss.jp